

水産政策審議会企画部会
第90回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第90回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和3年5月28日（金）10時00分

閉会 令和3年5月28日（金）11時46分

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

（委員）石井 ユミ 内田 和男 大瀬 由生子 佐々木 貴文

田辺 恵子 山下 東子 山本 徹 吉川 文

（特別委員）窪川 かおる 関 いずみ 高橋 健二 中村 清作

野田 一夫 結城 未来 若狭 信行 和田 律子

3. その他出席

（水産庁）倉重漁政部長 藤田資源管理部長 黒萩増殖推進部長

山本漁港漁場整備部長 押切企画課長

鹿田水産業体質強化推進室長

4. 議事

別紙のとおり

水産政策審議会第90回企画部会
議事次第

日 時：令和3年5月28日（金）10:00～11:46

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）現行水産基本計画の検証について

（2）その他

4 閉 会

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第90回企画部会を開催させていただきます。

私は、本日の事務局を務めます水産庁企画課長の押切です。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先立ち、倉重水産庁漁政部長より御挨拶申し上げます。

○漁政部長 漁政部長の倉重でございます。

皆様方には御多忙の中、またコロナ禍の折、本企画部会に御出席を頂き、ありがとうございます。感染リスク低減の観点から、部会長以外の委員の皆様にはウェブによる参加をお願いしております。通常と違う議事運営となりますが、御理解を賜ればと考えております。

さて本日は、現行水産基本計画の検証を議題といたしまして、基本計画についてこれまでの進捗や課題等について御議論いただきたいと思います。基本計画改定に向けた今後の議論の基礎となるものでございますので、委員の皆様から幅広い観点から忌憚のない御意見をお伺いできればと考えております。本日はよろしく願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

本日の企画部会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、委員及び特別委員にはウェブ会議システムの使用を推奨し、これらと併用させながら御参加いただく形で開催させていただいております。オンラインにて参加されている方々におかれましては、御発言の際にはウェブ会議システム上で挙手ボタンをクリックし、発言の意思表示をしていただき、会長からの指名を受けてから御発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、委員の出席状況について御報告を申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、企画部会の定足数は過半数とされております。本日は企画部会の委員11名中、ウェブによる参加を含め現時点で6名の方が出席されておまして、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。

また、特別委員はウェブ参加の委員が現時点で9名となっております。なお、後ほどお入りになれる方が数名いらっしゃることを御報告いたします。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条によりまして、会議は公開とされております。感染防止の観点から、傍聴者は別室にて傍聴をする形となっております。また、同規則第9条第2

項によりまして議事録は縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様に議事録を御確認いただいた上で水産庁のホームページに掲載し、公表させていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第があります。次に配布資料一覧、企画部会委員・特別委員名簿がございます。また、右肩に「資料1」といたしまして現行水産基本計画の検証という資料があると思います。

資料を御参照いただく際には端末上の資料をクリックして御覧いただければと思います。もし、資料の不備や端末の操作で御不明な点がございましたら、事務局の方にお知らせいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行は山下部会長にお願いしたいと存じます。部会長、よろしく申し上げます。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。先月の総会に続きまして、当企画部会では基本計画に関する審議に入っております。白書とはまた内容が、あるいはスパンが少々異なりますけれども、議事進行によりしく御協力くださいませ。

カメラ撮りはここまでとさせていただくのですが、先ほど退室をされていることを確認いたしました。別室で傍聴しておられるということです。

それでは、本日の議事は現行水産基本計画の検証についてです。水産基本計画については、先月、総会と企画部会の合同会議を開催し、改定に向けた議論をスタートしたところです。本日は、現行の基本計画のこれまでの進捗や課題などについて事務局から御説明を頂き、その後で質疑応答をしたいと思っております。

それでは、事務局からよろしく申し上げます。

○水産業体質強化推進室長 企画課の水産業体質強化推進室長の鹿田と申します。よろしく申し上げます。

では、資料に沿って説明させていただきます。

まず1ページを見てください。現行の基本計画と漁業法改正の関係を示したものになります。

この水産基本計画の位置付けについて改めて簡単に触れたいと思いますが、水産施策の指針であります水産基本法に基づきまして策定される「水産に関する各種施策の基本的な方針を定める計画」と位置付けられております。また、この基本計画は10年程度を見通し

て策定しまして、おおむね5年ごとに、その時々¹の社会経済情勢等を踏まえて見直すこととされております。

資料にもございますけれども、今般の漁業法の改正につきましても、平成29年に策定されました現行の基本計画で示されました「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策等について検討する」と、こういった方針に従いまして資源管理や漁業許可などの漁業生産に関する基本的な制度を整備するという趣旨で行われたものになります。

次のページを御覧ください。

2ページは前回に御説明させていただいた資料になりますが、今回の検証につきましては、この右側の七つの視点がございまして、この視点ごとに現行計画の内容を分類・整理しております。

3ページに全体の構成を示しておりますけれども、七つの大項目が先ほどの次期計画の七つの視点、その下に現行計画の関連項目を整理しているという構成になっております。

まず一つ目の視点、資源管理に関する項目からになります。

現行計画では「資源評価の精度向上と理解の醸成」としまして、「評価対象種の拡大」「評価精度の向上」「透明性の確保・理解の醸成」などを進めることとされております。

4ページは、最初の「資源評価対象種の拡大」になりますけれども、取組実績としまして、資源評価対象魚種を平成30年の50魚種から令和2年に119魚種まで拡大していることなどを記載してございます。

下の「今後の課題」につきましましては、水揚情報の電子的な収集体制の整備としております。

次のページですけれども、「評価精度の向上の取組実績」ということですが、既存のTAC魚種について令和3年漁期からMSYベースの資源評価に基づくTACへと移行を進めているところでございます。こういったことを記載しております。

また、神戸チャートによる評価を新たに導入しているといったことを記載してございます。

課題としまして、資源評価対象魚種について、利用できる情報の内容に応じた評価の分類と目標設定を行うことを記載してございます。

6ページの「透明性の確保・理解の醸成」でございまして。

取組実績としまして、資源調査・評価体制の見直し、外部有識者による検証、漁業者等

の関係者を対象にした説明会等の開催。また、水政審への資源管理手法検討部会の設置などについて記載しております。

課題につきましては、漁業者等の関係者の理解と協力を得た上で、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」、昨年9月に策定されておりますが、この行程を進めていくことと記載しております。

次のページです。

現行計画では「数量管理等による資源管理の充実」としまして、「TAC対象魚種の拡大」「IQ方式の活用」「資源管理計画による資源管理の推進」「数量管理導入に伴う規制緩和」を進めることとされております。

7ページは「TAC対象魚種の拡大」になりますけれども、実績としまして、「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」の公表について記載しております。

また、課題としまして、漁獲量ベースで8割をTAC管理とすること、令和12年度に漁獲量を444万トンに回復させることを記載しております。

8ページの「IQ方式の活用」です。実績としましては、改正漁業法に「TAC管理はIQにより行うことを基本とする」といった規定を設けたこと、今年の7月から大中型まき網漁業にサバ類の公的IQを導入すること等について記載しております。

課題につきましては、令和5年までにTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業についてIQを導入するといったことを記載しております。

9ページの現行計画の資源管理計画の推進を更に進めた取組として、「資源管理協定への移行」ということで整理をしております。

実績としまして、改正漁業法において非TAC魚種についても資源管理目標を設定し、資源の維持・回復を図ることとし、その仕組みとして資源管理協定に関する規定を整備したことを記載してございます。

課題としましては、現行の資源管理計画から新しい資源管理協定への移行、これについて記載しております。

10ページの「数量管理導入に伴う規制緩和」の実績につきましては、改正漁業法において漁獲割当てを相当程度導入した場合に漁船の規模制限の緩和を行う、こういったことを定めたことについて記載しております。

課題としては、規制緩和を可能にするIQ魚種の占める割合の検討など、この運用についての検討について記載しております。

次に、資源管理の視点に関する三つ目の項目、「資源管理のルールの遵守を担保する仕組みの推進」でございます。ここについては密漁対策と取締体制の強化について整理しております。

11ページの「密漁対策」の実績については、改正漁業法において密漁の罰則を強化しまして、新設した採捕禁止の罪及び密漁品流通の罪の対象としてアワビ、ナマコ、シラスウナギを指定したこと、また昨年12月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律が成立したことなどを記載しております。

課題としましては、都道府県、警察、海上保安庁など関係機関との連携強化など、密漁防止の実効性を高めるための取組について記載しております。

次に12ページです。

「取締体制の強化」の実績につきましては、水産庁の取締船の増隻など取締組織の強化などについて記載しております。

課題としまして、取締船の計画的な代船建造、また人的体制の充実などを記載しております。

二つ目の視点は、「生産性・持続可能性の高い漁業構造の構築」になります。

現行計画では「持続的な漁業の確立」として「沿岸漁業」や「沖合漁業」「遠洋漁業」の各分野の記述がございます。

まず、13ページの「沿岸漁業」の実績です。

全国579地区で実施しております浜プラン、また156地区で実施されている広域浜プランについて記載しております。

課題については、浜プラン・広域浜プランに基づく地域の所得向上や雇用確保につながる漁場の利用を更に進めていくこと、加工・流通のバリューチェーンの強化が必要であることなどを記載しております。

14ページの「沖合漁業」の実績でございます。もうかる漁業創設支援事業を活用した高性能漁船の導入等による収益性の向上と取組等について記載しております。

課題については、安全性や作業性の向上、効率化や生産性の向上の必要性について記載しております。

15ページの「遠洋漁業」、こちらの取組実績でございます。地域漁業管理機関における資源管理への取組、また漁獲枠の確保等について記載しております。

課題として、経営体数や漁船隻数の減少に対応した新たな操業形態の検討の必要性につ

いて記載しております。

16、17ページにつきましては、二つ目の項目の「漁業経営体の育成」になります。こちらにつきましては、漁船リース事業や機器導入の支援を通じた漁業利益又は所得の向上の取組、また収入安定対策による経営支援の取組を記載してございます。

今後の課題としましては、環境変化に弾力的に対応し得る生産構造の構築、収入安定対策の見直しについて記載しております。

同じ視点の中の三つ目の項目として、「漁業人材の育成・確保等」がございまして、こちらにつきましては、「新規就業者の育成・確保」、また「水産教育」「外国人材の受入れ」の取組がございまして。

18ページの「新規就業者の育成・確保」の実績でございまして、就業者支援の取組と新規就業者の実績、年間2,000名程度で推移していること、について記載しております。

今後の課題につきましては、新規就業者の確保と定着のために漁業の魅力の向上が必要であるといったことを記載しております。

19ページの「水産教育」の実績でございまして、海技士の受験資格に必要な乗船履歴を短縮する仕組みが新設されたことなどについて記載しております。

課題としましては、水産大学校による水産関連分野への人材供給の継続などについて記載しております。

20ページの「外国人材の受入れ」実績でございまして。

外国人材に関します特定技能制度の新設、外国人技能実習制度の実績などを記載しております。

課題としまして、技能実習制度の適正な運用、また外国人材の受入れ環境の整備の重要性などについて記載しております。

三つ目の視点として、「マーケットイン型養殖業への転換」があります。この関係としまして、「安定的かつ収益性の高い経営の推進」「栽培漁業及びサケ・マスふ化放流事業」について整理しております。

21から23ページの養殖経営の関係ですけれども、昨年7月の「養殖業成長産業化総合戦略」の策定、昨年2月の「養殖業の事業性評価ガイドライン」の策定、漁場環境改善への取組などについて記載しております。

課題としまして、「養殖業成長産業化総合戦略」の実行、生産性向上の取組ですとか、研究開発、また新しい養殖システムの推進などについて記載しております。

24ページの「栽培漁業及びサケ・マスふ化放流事業」の実績につきましては、種苗放流魚種の重点化、新たな種苗生産対象種の技術開発、シロサケの回帰率向上の取組について記載しております。

今後の課題としまして、種苗放流の対象地域や対象種の重点化の一層の推進、シロサケについて回帰率向上技術の確立や回帰率の低下を踏まえた体制の見直しについて記載しております。

四つ目の視点、「輸出を視野に入れた競争力ある流通構造の確立」の関係ですが、「加工・流通・消費に関する施策の展開」と「我が国水産物の輸出促進施策の展開」について整理しております。

25ページの「加工」につきましては、実績として若手経営者を対象とした研修、また地域の関係者の連携による問題解決の取組、こういったことへの支援について記載しております。

課題としましては、経営規模の拡大や人手不足の解消に向けた省力化等の取組を記載しております。

26ページの「流通」については、実績として産地市場の統廃合、卸売市場法の改正、バリューチェーン全体の生産性向上の取組支援について記載しております。

課題としては、マーケットイン型のものづくりの普及、地域のバリューチェーンの構築などを記載しております。

27ページの「消費」関係ですが、国産水産物の消費拡大に取り組む水産加工業者を対象とした機器整備等の支援、魚食普及セミナー等の開催への支援、地理的表示保護制度の活用等について記載しております。

課題として、魚食普及に資する、例えば健康効果等の情報発信の必要性、「新たな生活様式」に合致した水産物の提供体制づくりの必要性等を記載しております。

28ページの「エコラベルの普及」実績でございます。日本の水産エコラベル、M E L の G S S I 承認の取得、これは令和元年の12月です、S D G s の関連の取組、水産エコラベル認証取得者の商談会や見本市への参加支援等について記載しております。

課題としては、エコラベル認証の認知度向上、また取得の促進の必要性について記載しております。

29、30ページでは輸出促進施策の展開の実績について記載しております。

この10年間の輸出額の推移については増加傾向で推移してきたものの、2019年について

は香港の情勢不安で真珠が低下したこと、また2020年については新型コロナウイルス感染症の拡大の影響ということで減少が見られているという状況、また昨年3月に新たな輸出目標を設定し、水産物については令和12年までに1.2兆円という目標が設定されたこと、昨年11月に農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略が策定されたこと、また輸出先国の規制への対応状況等について記載しております。

今後の課題としましては、輸出の商流構築、新型コロナウイルス感染症の拡大で生じたような水産物の輸出が大幅に減少するといったリスクへの対応について記載しております。

次に、五つ目の視点の「ICT等の新技術の活用」の関係でございます。現行計画の「水産業における調査・研究・技術開発の戦略的推進」につきまして取組実績を整理しております。

31ページには資源関係に関する取組実績としまして、スルメイカ、サケ、サンマについての調査・研究の実施と、現在の不漁の要因の公表、改正漁業法に基づくMSYベースの資源評価の実施、操業情報や漁場環境情報の新たな収集体制の構築の取組を記載しております。

課題としまして、漁場予測や資源評価の精度向上、電子データに基づく資源評価の実現などを記載しております。

32ページは、生産関係に関する実績になります。

「スマート水産業の取組、工程表」の策定、「水産新技術の現場実装プログラム」の策定等について記載しております。

今後の課題としまして、ICTを活用したデータに基づく効率的操業の実現、温室効果ガスの排出削減に資する新技術の開発と実用化等を記載しております。

六つ目の視点は、「漁港・漁村の活性化と漁港のフル活用」となります。この関係では、現行計画の「水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上」「漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」「漁協系統組織の役割発揮・再編整備」の三つについてそれぞれ整理しております。

33ページの「水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上」の実績につきましては、機能強化整備により流通拠点漁港の取扱量のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られたものの比率、これは目標を50%としておりますが、これに対して令和元年度末時点で15%まで進捗していること等について記載しております。

今後の課題につきましては、漁船の大型化に対応した漁港整備、また荷さばき所の高度

衛生管理化、市場や加工場のHACCP対応化等を記載しております。

34ページの「漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」の取組実績につきましては、水産物直売所などの施設、漁港エリアの有効活用の取組などの支援について記載しております。

課題としまして、地域の実情に合わせた冷蔵庫・製氷施設等の漁港施設の再編・整理による生産・流通の効率化、漁港施設や用地の「海業」や増養殖関係への活用などを記載しております。

35ページの「漁協系統組織の役割発揮・再編整備」の実績については、漁協の経営改善に向けた指導の実施、広域合併等の経営基盤強化の推進、平成30年の水産業協同組合法の改正等について記載しております。

課題として、新たな事業展開等による漁協経営の持続性確保、漁協の経営実態に応じた目指すべき姿の整理、女性理事の増加の必要性等について記載しております。

最後の視点、「地球環境問題、東日本大震災等への対応」の関係でございます。

現行計画の「漁場環境の保全と生態系の維持」「東日本大震災からの復興」について整理をしております。

37、38ページについては、「漁場環境の保全と生態系の維持」の実績になります。

こちらについては、「藻場・干潟ビジョン」に基づく対策の取組状況、藻場・干潟等の環境生態系保全の取組状況、漁業者による海洋ごみの回収等の取組等について記載してございます。

課題として、藻場・干潟の保全や底質環境の改善による漁場生産力の向上に引き続き取り組むこと、その際漁場特性の変化を考慮した対応が必要であること、漁具の素材を環境に配慮したものにする、栄養塩類が水産資源に及ぼす影響に関する取組などについて記載しております。

39ページは「東日本大震災からの復興」の「着実な復旧・復興」についてでございます。

実績として、漁港、漁船、養殖施設等について、ほぼ復旧が完了している状況であることなどについて、復興の状況を記載してございます。

今後の課題としまして、最近の不漁の影響で被災3県の水揚量の回復が7割程度に停滞していること、水産加工業の売上げの回復が遅れていることについて記載しております。

40ページの「原発事故の影響の克服」に関しては、取組実績としまして、水産物の放射性物質調査において基準値超過率がほぼ0%であること、福島県の試験操業・販売が令和

2年度末で終了し、今年の4月からは、本格操業に向けた移行期間と位置付け、水揚げの拡大に取り組んでいること、風評被害対策の実施、またALPS処理水に関する対応について記載してございます。

今後の課題としまして、福島県の沿岸漁業の復興がまだこれからであるということ、政府の基本方針に基づくALPS処理水の処分に関する対応について記載しております。

説明は以上でございます。

○山下部会長 どうもありがとうございました。

ただいま水産庁の方から一気に40ページ分説明していただいたわけですが、これから質疑応答の時間に入りたいと思います。

どこからでも結構でございますので、発言をお願いしたいと思います。

委員は皆様ウェブ参加でいらっしゃるようですが、ここでシステム上の挙手ボタンがどこにあるか皆様お分かりでしょうか。お手元のパソコンの挙手ボタンを押してください。そうすると事務局が、この委員さんが押しているということを見て、それを私にお伝えいただいて、それで私が指名するという段取りのようです。

私自身も皆さんのことが見えはするんですけども、今のところ、挙手ボタンが見えてはいません。本日は皆さんの顔を画面上で拝見したいのですが、中央官庁のICT化が遅れていて、この「水産庁」という画面だけでも映すと、音声もうまくいかないとかで、だましましやっているみたいですね。是非、水産庁のICT化も次期基本計画に入れていただくのはいかがでしょうか。

見えました。関委員から挙がっています。では、関委員お願いします。

○関特別委員 東海大の関です。今のは、委員長の発言に「いいね」という合図だったんですけども質問もここで述べさせていただきたいと思います。

○山下部会長 お願いします。何ページというか、何章とか言ってくださるといいと思います。

○関特別委員 一つは18ページの「新規漁業者の育成・確保」というところです。令和元年の新規参入の中で40代以下は8割ということで、割と若手の人が新規参入しているという状況がこのグラフから分かりました。ポイントは定着率がどうなのか、というところだと思いますので、3年後、5年後の追跡ということを是非お願いしたいと思います。そういうデータはあるのかもしれませんが、この資料だけでは分からなかったです。

それから19ページですけども、これは水産高校とか水産大学校の卒業生が水産関係、

漁業関係に行く人数というのが出ていまして、これもなかなかの人数ではありますが全体の数が分からないので、全体は何人で、その中の何人なのかということがわかるように、全体の数字を教えていただけるとありがたいなと思います。

それから、あと二つぐらい、一緒に言っちゃっていいですか。

○山下部会長 どうぞ。

○関特別委員 20ページの「外国人材の受入れ」というところですけども、特に技能実習制度については実習生の方の帰国後の動向というのは把握されているのかどうなのかということですか。

それから26ページで、統廃合で使われなくなった市場の有効活用、「廃」になってしまった市場がどのように有効活用されていくのか。これは33、34ページの漁港の有効活用というところと連動してくることなのかなと思うんですけども、やはり地域の力になるような活用方法というのが、既に幾つか事例もあると思うので、そういうものもちょっと知りたいなと思いました。

最後に、35ページの漁協の役割というところで、ここで「女性」とか「若手」の活躍という文言があります。実際にもいろいろな、例えば静岡県内の漁協でも女性職員の登用ということに非常に力を入れている所も、いくつか事例があるように思います。女性も漁業や水産業の現場で主体的に積極的に働けるような、働きがいと働きやすさというものが必要なのではないかと思いました。以上です。

○山下部会長 貴重な御意見、ありがとうございます。これからの審議に生かしていきたいと思えますし、質問については後でまとめて事務局の方からお答えいただけるかと思えます。今回言っただけなくても、また今度まとめてお答えいただけるかと思えます。

窪川委員お願いします。

○窪川特別委員 ありがとうございます。関委員と重複するところがあるんですけども、私から3点ほどあります。まず女性活躍という参画の点ですけども、現行の基本計画にも漁協系統組織の女性役員の登用という文言がございますので、実際に推進を図ってきたわけですけども、依然として少ないという状況にあると思います。

ただ、漁業法改正によって、委員会等が作られることによって、女性及び若い世代を積極的に登用するということを今後強化するという視点が非常に重要になっています。是非次の基本計画には女性参画及び役員登用を充実させていただきたいと思えます。

次は、水産教育等の話ですけども、これは18、19ページ等になります。19ページの

「今後の課題」に「水産大学校」とありますが、水産高校に関しても引き続き重要な視点です。地域との連携強化が、水産高校で進んでいるわけです。水産大学校、水産高校及びほかの人材育成、たとえば青少年に対してインターンシップという非常に重要な手段もあります。農林水産省でもホームページ等にインターンシップを実施していますという項目が掲げられていますので、インターンシップ及び地域との連携強化を強調していただけるといいのではないかと思います。

特に水産高校については、卒業後の進路という点に関して、その技術や知識を生かした就職先も大変重要ですので、教育の充実さも強調してもよろしいのではないかと思います。

3点目ですけれども、ページで言うと31ページ、それから37、38ページです。31ページに「ICT等の新技術の活用」がありまして、これはこれから非常に重要ですし、37、38ページの「漁場環境の保全と生態系の維持」と非常に関係すると思います。

特に環境保全等々に関しては、ICT等の技術の活用が密接に関係してきます。環境保全にそういう新技術等の研究例が強調されているので、書いてはありますけれども、より強く、5年間で到達するであろう技術革新と、それから研究上の成果の向上も併せて取り込んでいただけるとよろしいように思いました。

以上です。長くなりました。

○山下部会長 ありがとうございます。貴重な御意見を賜ったと思います。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

結城委員と山本委員、若狭委員から手が挙がっていて、結城委員からお願いします。

○結城特別委員 結城です。どうぞよろしく願いいたします。

今人材のお話が出ていまして、私もちょうどそのお話をしたかったので、続けてお話をさせていただきます。

19、20ページ、35ページぐらいにまたがるお話だと思いますが、もちろん、お二人のお話から出ていたような女性活用などもあると思うのですが、私は更にちょっと気になっていましたのは、漁業関係者以外のシニア世代のパワー活用ということに触れるのも今の社会情勢で大切なのではないかなと思っております。

御存じのように、今のシニアは大変元気な方々が多いですし、会社を御卒業なさった後にやりがいを見つけられなくて困っている方もいらっしゃいます。一方で、独居老人問題なども地方では見受けられます。そういう社会問題の解決のためにも、例えば加工場で簡単な作業の募集を掛けるなど、地域地域でシニアの採用を積極的に行うようになれば、漁

港への理解、今までは全く縁がなかった漁港・漁村への理解が深まったり、独居老人の問題を解消したり、地域活性につながるのではないかと。元気なシニアパワーの活用というのは、現代の社会問題の解決の一つにもなりますので、この辺も考慮いただけるといいかなと思っております。それが一つ目です。

もう一つが、11ページの密漁についてです。密漁禁止の啓発のためのパンフレット、配布物などは拝見していただき、大変分かりやすいものを作られているなと思ってはいるのですが、実は私、今回の資料を拝読して、恥ずかしながら、反社会勢力などによる密漁が横行しているというのはあまり意識していなかったことに気づきました。一般の方も、ああ、そうか、オレオレ詐欺などの社会問題と同じように、海も場合によっては、犯罪の温床になりうるのだということ意識していただくと、密漁に対する危機感が更に高まるのではないかなと思っています。

密漁は特に被害者の顔が見えづらいという部分がございます。大きな外国船などの海上での出来事はもちろんニュースなどで皆さん、これは大変だなと思われると思いますが、特に沿岸地域に関しては、密漁に対する罪の意識が低く発生してしまっている可能性もあるかなとも思います。看板などには、反社会勢力と同じことをしているのですよ、それぐらい罪が重いものなんですよという啓発をもう少し、言い方を換えてというか、料理の仕方をいろいろな形でしていただくと、もっと身近に、さらに危機意識や不安意識を持っていただけるのではないかと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、手を挙げていただいた順で、次は山本委員お願いします。

○山本委員 ありがとうございます。

意見として二つと、質問が一つと、意見に近いんですが提案ということで、合計四つお話しさせていただきたいと思います。簡潔に説明するようにいたします。

まず一つ目ですが、4ページ目の資源管理にまつわるところで、情報化を義務化していく流れがあるということで内容を理解したんですけれども、これ自体は必要な取組だと思いますし、これ自体に反対するというものではないんですけれども、私は流通を考えたときに情報を産地と消費地でつなげていくというところが極めて重要だなというふうに思っていて、この漁獲情報を義務化するということに、今まで情報化されていなかったことが情報化されていくきっかけになるのではないかなとすごく期待しています。

その中で、視点として、産地で情報化できるというところまでを範囲として見ているのか、最終的に消費地サイドまで情報をつなげていくことを視野に入れながら、1点目としてやっていかれるのかということには大きな差があるなというふうに思っていて、産地だけで閉じてしまうような形になってしまうと、今後消費地までつなげていく情報をつなげようとしたときに、むしろシステムが障害になってしまうということもあるのかなと思ったので、その範囲に関しては、まず資源管理という主眼を置きつつも、先々流通情報として活用できるということも視野に入れて取り組んでいただきたいなというふうに思ったのがまず1点です。

もう一点なのですが、私は日本の水産の流通を考えたときに、出口が大手のスーパーさんに対して最適に作られてきた流通だなというふうに感じています。逆に言うと、日本の少量多品種の魚を、その強みを生かしていくというふうに考えたときに、大手のスーパーさん以外で消費されている部分に強化する部分というのが打ち手として重要なんじゃないかなというふうに思っていて、これはページでは個別ではないんですが、マーケットインのお話と輸出を視野に入れた流通構造改革、このテーマに関係することだと思うんですが、例えば豊洲の市場で一番もうかる仕事って何かというとスーパーさん向けの商売だというふうに言われていまして、飲食店さんとか小口の注文向けの商売というのはあまりもうからないのであまりやりたがらない。しかも、掛け売りが回収できないリスクもあるということで、積極的に販売されるような出口になっていないというのが現状だと思っています。そこに対して消費地サイドでの流通構造改革の一手として、小口の商品を人の手ではなくて自動化して処理していくような場所を作っていくということが必要じゃないかなと思っていて、つまり小口の商品を出荷していくビジネスをもうかるビジネスにしていくというところをサポートするというのが日本の少量多品種の魚の出口を確保し、そしてそこを担う人を継続したビジネスにしていくという意味で重要なのではないかなというふうに思いました。

次に質問で、18ページ、人材確保のところでは新規就労者の方が増えているということは認識できたのですが、どれぐらいの必要数に対して現状どの程度の人数になっているのかというところが理解できてなくて、課題がよく把握できなかったのが、何人ぐらいを新規就労目指していたのかというのが教えていただけるとありがたいなと思いました。

最後ですが、これは提案に近い意見なんですけれども、例えば13ページの持続可能な漁業であったりとか、そういったテーマに対して取組と成果というものがどの程度結び付い

ているのかというのが若干分かりにくいなと思いました。

例えば浜プランがこれだけ制定されている。それと、持続可能というのはどうつながっているのかというところまで読み取れなかったので、定量化していくというのはすごく難しいところだと思うのですが、目的に対してはどのような評価をしているのかというところをコメントしていただけると、資料上で今後コメントしていただけると分かりやすいなと思いました。

意見は以上です。ありがとうございました。

○山下部会長 貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、次に後藤委員お願いいたします。後藤委員の後、若狭委員お願いします。

○後藤特別委員 私からは、まず2008年の漁獲量444万トンというのを数値目標に挙げている意味について、恐らく個人の水産物の消費の減少や今後の輸出などを考慮された上での数値目標なのかなと思うのですけれども、ちょっと勉強不足で、今回の資料からこの数値目標というのがどういう意味をなすのかというのが分かりにくかったので教えていただきたい。

もう一つ、今後、輸出に向けてブリやマダイなどの魚種の増産ということを計画されているということですが、例えばこれは新規に漁場を持ってやっていくのかどうかというところで、例えば沿岸の漁場環境のキャパシティというものをきちんと科学的に検証されているのかどうかというところが気になりました。

もう一つは、こちらは提案という形になりますが、他の委員の先生からも御発言があったように、今後、漁場の活性化、漁村の活性化であるとか、水産業を活性化していくためには多様性というものが必要で、女性だけでなく、やはり若い人から年配の方までが活躍できるような現場ということを考えますと、意思決定をする場において委員の年齢構成比であるとか、あと女性の参画の具体的な数値目標というものを入れ込むことができないのかどうかというところが一つです。

もう一つは、風評被害について消費者向けにいろいろな科学的根拠を提示していった上でいろいろな情報発信をしていきたいということだったのですけれども、これに関して、水産物だけじゃなくて農産物に関しても同じことが言えると思いますので、これは実践的な教育というような意味合いで、学校教育などへも入れ込んでいったらどうなのかなというふうに感じました。

最後に環境問題、特にマイクロプラスチックについて、マイクロプラスチックだけでは

なく、海洋ごみ——海洋ごみはマイクロプラスチックと一緒にですね。結局、水産の活動の中で非常にプラスチック類を使用しているということと、あと活動によって出たごみというのが海洋ごみとしてかなり問題になっているところを考えますと、環境問題のところ、31ページになるかなと思うのですけれども、環境問題のところでもうちょっと積極的な施策みたいなのがあってもいいのかなと感じました。

例えば代替製品の開発の促進であるとか、あとはもう既に海洋ごみとして浮いているごみ収集の自動化などをAIとかを使いながらやるような技術開発というのを推し進めるといようなことができないのかなと感じました。

以上です。

○山下部会長 貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、次に若狭委員お願いします。

○若狭特別委員 私の方からは質問が1点と、意見めいたものが1点で、合計2点です。

まずは質問の方ですけれども、15ページ目、漁業、とりわけ遠洋漁業について関連する質問なんですけれども、昨年から全世界的に流行しているコロナ、この影響が漁業分野においては、とりわけ遠洋漁業が一番ダメージを受けている、こういった状況になっています。それで質問は、日本を含めてコロナがワクチン接種等も含めて大体いつ頃全世界的に収まってくるんだろうかということについて、何か御意見だとかあったらお聞かせ願いたい。これが一つ。

2点目について、コロナの影響がこれから長く続くようになるということを考えますと、遠洋漁業の存続を、持続性を担保するためには、そのための施策的なものが必要になるのではないかと思います。とりわけ、日本船の日本人乗組員、場合によっては外国人の乗組員です。遠洋漁業を継続、持続性を担保するためには何らかの施策が必要になるのではないかと、このように懸念しております。入口を間違えると、今後遠洋漁業の継続性のことを考えるとちょっと不安に思っているところもございます。エッセンシャルワーカー的なものの認定でこういうふうになると、いろいろなところから御意見があるんじゃないかとは思いますが、遠洋漁業を継続するというのを考えれば、そういった施策も検討していただきたいというふうに思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、この後、高橋委員、吉川委員、結城委員の順で指名して欲しいといわれてお

りますので、まず高橋委員お願いいたします。

○高橋特別委員 私の方からは総体的な感想と意見が4点ほどあります。

現行基本計画も達成をした部分もありますし、全く達成ができていないというところもあるのですが、特に評価をしたいなと思っていますのは、漁船のトン数制限、I Qを導入するということの前提条件ですが、トン数制限を解除することになったということで、この辺は非常に評価したいと思っております。

10ページ、これはノルウェーの船でしょうけれども、このような形の中で2,300トンもあるような船が9名で運航できる。ただ、これは単一の魚種で、船内で選別をするという方法を取っておりませんので、こういう人数で操業可能だということの一つのモデルとしたい。目指す方向性としては、将来的にはこのような形になっていくというような評価はしておきたいなと思っております。

それから、資源管理の観点で12ページですけれども、取締船の話なのですが、昨日、一昨日だったですか、オホーツク海でも海難事故がありましたけれども、かなり苦労しながら大和堆なり、あの辺で活躍をしているということは重々知っておりますけれども、なかなか目に見えてこない。放水をしているというような映像ばかり。拿捕したとか、それから検挙したとかという話は全く聞こえてこない、この辺の取締り体制の強化ということです。監督官の研修ということも多分やっているのでしょうけれども、これが表に見えてこない。再度この辺の強化というのは必要なだろうというような認識をいたしております。

それから、東日本大震災の復興関係の中で、319の漁港全てが陸揚げの機能が回復したということですが、これの利用状況というのはどうなっているのか、この辺がよく見えてきません。私も地元の宮城県に結構帰っておりますけれども、立派な漁港が市民の釣堀の場になっているのです。多くの皆さんが3密を避けながら、漁港の岸壁で釣りをしているという風景はよく見えますけれども、そこで水揚げをする船、その後、係船している船もあまり見るといことはなくなりました。これだけの漁港の利用状況というものはどうなっているのかというのが見えてこない。

それから、海外まき網船等々をはじめ、大型化していますから、現在の主要な漁港では対応し切れない、水深の問題、岸壁の長さの……

○山下部会長 切れました。高橋委員、聞こえますか。「今の漁港では大型の海まきは水深の問題で対応し切れない」というところから切れました。

○高橋特別委員 では、海まきの大型化に伴う漁港の整備というものを、今後検討してい

くということでしょうから、その辺はきちんとした対応をしていただきたいということです。

それから、最後になりますけれども、20ページの漁業人材の育成、外国人の受入れということで、現行水産基本計画がスタートしてから、この5年間に技能実習生の3号生というものが創設されておりました。それから、またその後、特定1号ができたということで、この外国人の受入れについては大きくさま変わりをしたということです。

そこで懸念をしなければならないのは、現在の漁船マルシップ、それから技能実習生制度などです。特に漁船マルシップについては、日本人の水産高校卒業生の若年後継者の皆さんが遠洋マグロ延縄漁船に乗っていった場合、9割方が外国人漁船ですから、日本人が逆に技能実習生のような形で入っていくという状況になっております。

そうしますと、日本人の若い皆さんの精神構造の中では、これは精神的にはもたないということで定着率が非常に悪い状況を醸し出しています。

やがて沖合、沿岸も含めて技能実習生の場合は人数制限がございますけれども、特に近海マグロ等々については、もはや日本人が乗っていても、日本の若年後継者が乗っていても、日本人が技能実習生のような形になってきている。日本人の技能が持っている皆さんは高齢化によって退職をしていくという状況になっているということを再認識する時期に来ています。これは意見として申し上げておきます。

私の方からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、次に吉川委員お願いします。

○吉川委員 すみません、全体的に資料の方を拝見させていただいて、今コロナのこととかで大変だと思うんですけども、そこについて触れていることが非常に少ないなというふうに感じました。現場の方とか、感染症の対策であったり、販売であったり苦勞されていると思うので、その辺に関しても指針であったりとか、もう少し出していただいたら有り難いなというふうに感じました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。これは次の基本計画には生かしていただきたいと思います。

では、次に野田委員お願いします。野田、佐々木、石井委員という順番で御指名させていただきます。

○野田特別委員 野田です。いくつかあります。

まずは12ページの資源管理の件に関して、そろそろ外国から日本の近海に来ている船に対して外国船——まあ、日本国内でも構わないのですけれども、オブザーバーを乗せることを考えなきゃいけない時期なのかなと思っています。ただ、今の時点でいきなりそういう話をしても仕方がないんで、オブザーバーってどういうことで、その人にはどういう要件、どういうことができる人ということを検討した上で、ある程度訓練とか教育、そういったものの用意というのをそろそろ始めた方がよいのではないかなと思っています。

その次に25ページの水産加工業について、確かに脆弱なところ、たくさんあると思います。水産しかできないと思っている人たちが多くて、私からすると、ふだんはタマネギの皮をむいてみじん切りを作って売っていながら、その時期になったらコウナゴの刺身を作るでも全然構わないと思うのですけれども、いわゆる副業化、多能工化しようという考えの人たちがいないように感じる。水産加工業、これから強くするというのであれば、いろいろな加工ができるというのが私としては望ましいんだと思っています

その次に、31ページ以降のICTについて、先ほどの資源管理とも組み合わせて、漁船の監視として、ブラックボックスをつけて、どこでどういった機械を使っているというのが分かるような機能を漁船に付けるというのも一つでしょうし、あとは漁船にカメラを付けて、そのカメラのデータは全部抜くことができる。そのカメラの内容によって、いつ、どこで、どういった操業をしているというのが分かる技術を開発するのも一つだと思っています。

それとは別に、4ページに魚探の写真が付いています。各漁船に付いている魚探、いろいろなレベルがあると思いますけれども、それらの生データみたいなものをどこかで一元化して集めると全体的な資源管理のデータになるのではないかなと私は思っています。

それを登録した船がデータを出す代わりに、トータルでどの辺にどんな魚がどのくらいの深さにいるというのがデータとして分かれば、漁船としてもどっちの方に行って網をどのくらいに入るとサバが獲れそうとかイカが獲れそうとかと分かるのではないのか。

あともう一つICTで、漁船から落ちた遭難者を捜せないかと思っています。ある一定の、区域だけをともかく衛星で見て、どの辺に人がいそうとか——まあ、浮いているものと人とをどうやって区別するんだというのはありますけれども、それも含めて技術開発として、海に落ちて遭難している人を探す技術は今から考えれば、できるのではないかと思っていましたので、そういったことも考えてほしいなと思っていました。

以上です。

○山下部会長 貴重な御意見をありがとうございます。

では、佐々木委員をお願いします。

○佐々木委員 3点ございます。

12ページの「外国漁船の操業が増大している」というようなことが書かれているところなのですけれども、その部分につきまして、もし可能であれば、そうした背景にあります、例えば日韓の漁業協定、日中の漁業協定、日台の民間漁業取決め、そういうような漁業条約でしたり取決めがございますけれども、そうしたものを根拠に多くの外国漁船が水域、暫定措置水域ですとか、そういった水域に入ってきておりますので、そうした日本側の漁業者さんにとっては、なかなかどうしようもない状況があるのですけれども、漁業交渉というものをメンテナンスをするようなシステムも条文の中に明記されていますので、そうしたものを通じて、日本の漁業者さんにとって、より良い操業環境が得られるような交渉をしていくというようなことを水産庁さんとして書いていただけると、多くの漁業者さんが安心するのではないかなと思っているのがまず1点でございます。

次が14、15ページに関わる部分でございます。遠洋漁業、沖合漁業の持続性をどう担保するのかという部分で、生産力を上げるというようなことですとか、安全性とか作業性の向上という部分に加えまして——安全性とか生産性の部分にもつながるのですけれども、海技士等の不足が深刻化している、特に機関士の不足というのが注目されていますけれども、そうした人材を確保しやすくする取組をしていくのだというようなことも明記していただけるといいのかなというふうに思った次第です。船内の居住スペースの改善ですとか、白書の方にもありましたけれども、Wi-Fiの整備ですとか、様々なことについて取り組んでいくのだ、そういう課題があるのだというようなことを明記していただくと有り難い。

そして最後、これはすごい細かいところで恐縮なのですけれども、18、19ページの人材養成とか教育の部分です。その中に「漁業学校」という表現があるのですけれども、こちら、「学校」という表現を使いますと、一般的には学校教育法第1条に該当するものを学校というふうにみなしますので、漁業の場合、例えばこの漁業学校等に該当するのは恐らく焼津の静岡県立漁業高等学園ですとか、佐賀の高等水産講習所ですとか、宮崎の高等水産研修所とか、あとは北海道立漁業研修所というような部分が恐らく念頭にあってこういう表現をされていると思いますので、「漁業研修所等」というように、「学校」という名称ではなくて、「漁業研修所等」というような表現にされた方がいいのではないかなとい

うふうに思った次第です。以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、石井委員をお願いします。

○石井委員 おはようございます。私からは質問のような形となります。

2 ページ「水産をめぐる情勢」を受けての「検討の視点」ということでこちらの基本計画が練られていると理解しております。

今、「情勢」の中の1番上を見ますと、引き続き日本人の魚食量が減っている。日本人が魚を食べる量が、世界は増えているのに減っているという状況であると思うのですが、それを受けてどういう検討の視点があるのかなというところで拝見をさせていただいておりました、全般として「食育」という言葉が拝見できないなと思いながら見ていたのですが、そういったものはこの基本計画の中にはもう入ってこないのでしょうか。今後消費者に対して、子供も含めですけれども、日本の水産業、水産物にまつわる全般的な教育、もうちょっと意識を上げる施策に盛り込まれても良いのではないのでしょうか。何を子供や一般消費者に訴えるかといったところがもう少し具体的に出していてもいいのかなというふうに感じました。

訴えるべきところは本当にたくさんあるのかなと思うんですが、働くお母さんが増えて家での魚料理が減っているといったところに対して、流通がどういった商品を販売しているのか、検討しているのか、家庭での魚食普及を上げる工夫がどう行われているのかなど、消費量を向上させる視点、また、マイクロプラスチックの論争が盛り上がっている中、プラごみを家庭でも減らしていこうという活動みたいなものも昨今は結構言われるのですが、をどういうふうに訴えていくのか、さらに、踏み込んで昨今は資源管理もかなり進んでいるといったところも、もう少し一般の人に分かるように伝えていくということも環境関係の視点では訴えても良いのではないのでしょうか。また別の視点としては、若い人の成り手が少ないとか高齢化とか、人材教育・確保の問題というものもあります。一方で漁業におけるICTもそれなりに活用されているようですし、先進的な、漁業テックも進んでいるとか、全体として何を一般の人に訴えていき、日本の水産業に対して理解する目を持ってもらい、応援してもらえる体制を築けるのか、どういったアウトプットが有効なのかみたいなものが基本計画の中にあるといいのかなというふうに思いました。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今手を挙げていただいているのが和田委員と菅原委員かなと思うのですけれども、では、その順番でお願いいたします。

和田委員お願いします。

○和田特別委員 和田です。私からは2点ございます。

まず4ページの資源評価の部分なのですが、資源調査として調査船ですとか市場の産地水揚げ情報の調査、両方されているということなのですから、市場調査でいきますと、例えばトロールで獲ったお魚を、獲れたときはいろいろな魚が獲れるわけですよね。それを持って帰ってきて売るか売らないかというところになると、全て持ち帰るわけではないと思うのです。その辺の情報のリンクがどうなっているかというのがこの資料からは分かりづらかったのですけれども。その辺ですね。実際に市場に持って帰って使われている部分とそうじゃない部分というところなどが、もしあまりリンクされていないようでしたら、そういうところも今後考えていただきたいなと思いました。

次に2点目ですが、39、40ページの震災の部分になるのですけれども、もう10年たちまして、だんだん昔のことになってきておりまして、この資料を見ますと「震災前」とか、そういう言葉が非常にたくさん出てくるんですが、その震災が一体何年にあったかというのがもうだんだん過去のものになりつつありますので、コロナの関連記事が書いてあるところは、「令和2年（2020年）」というふうに書かれていたんですが、震災のところにつきましては「震災前」しか書いていなくて、震災が一体いつあったのだというのがグラフを見たときに——棒グラフが下がっているんできっとここだろうというのは分かるのですけれども、そういうところも今後時間がだんだん経過していきますので、きちんと記述していただければなと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、菅原委員お願いします。その後、大瀬委員と田辺委員から手が挙げられているのですけれども、その順番につきましては、事務局からは、田辺委員、大瀬委員の順でお願いしたいと思います。

では、菅原委員お願いします。

○菅原特別委員 ありがとうございます。一、二点お願いなんですけれども、11ページの密漁対策のところ、「漁業者以外（いわゆる遊漁者）」というような記述がされているのですけれども、この文面で見えていくと、まるで遊漁者の大半が密漁しているような感じ

に受け止められます。我々でも、遊漁者のごく一部の人間が密漁しているのは把握しております。ただ、それはほんの数%、コンマ何%の人間なので、ここの記述のところをもう少し軟らかくしていただければ助かるなと思います。

それともう一点、遊漁者自体が稚魚放流にかなりお金を出しているのです。そこら辺の記述もしていただければ助かります。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、次に田辺委員お願いします。

○田辺委員 遅くなりまして、申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

25ページの加工に関してなんですけれども、「水産物の安全性管理」ということでの記述が欲しいなと思っております。

2点目でございますけれども、37ページの地球環境への問題というところで、先日、気候変動対策の改正法が成立いたしました。初めて「温室ガスの2050年ゼロ」が明記されました。再生可能エネルギーの活用推進に関しまして、水産面での記述も欲しいなと思います。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、次に大瀬委員お願いします。ミュートを外してお話しになってください。

○大瀬委員 すみません、ミュートがやっと外れました。大瀬です。

先ほど石井委員さんのお話しされたように、食育という部分もやはり是非取り上げていただきたいことの一つです。子供たちから発信することによって、未来に向けての水産の発展があるのかなと思いますし、あと、どうしても子供たちが魚嫌いになっているというのも、食べるチャンスが減っている部分も多いと思っています。ですので、その取組も是非御紹介いただいて、未来に向けての子供たちへの食ということを伝えていただければと思います。

すみません、短いですが、時間も押していますので、これで以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはどなたか挙手されている方いらっしゃいませんか。大丈夫ですか。

確かに時間、予定が11時半でしたっけ。一応予定は11時半終了ですので、あと7分ぐらいですので、もし、ほかになければ、事務局から質問のあった部分についてお答えをお願い

いします。

○企画課長 企画課長の押切です。多岐にわたる御指摘、また御質問もありましたけれども、ありがとうございました。

全般的にこの資料に対してこういう記述にしたらどうなのかというような言い方をされている委員の皆様も多かったですけれども、要するに、これから分野別に議論を一つ一つこの企画部会で行っていただきます。例えば資源管理でありますとか、流通もそうですし、そういう一つ一つの議論の中で今回お話があったような視点であり指摘については、またそれも含めて我々の方で資料も整理しながら議論を行っていただきたいというふうに思っております。

その上でいくつか質問があった部分についてお答えをいたします。

関委員の方から、就業者の3年後であるとか5年後、いわゆる定着がどうなっているのかというお話がありました。この部分に関しては、新規就業者全員についてアンケートを取っているわけではないのですけれども、国の方でやっております事業に絡んだ方々の定着率というものを見ていきますと、研修から入ってという意味では、5年ぐらいたつと大体5割ぐらいの定着率にあるという状態にあります。我々としても、その定着率を少しでも上げたいという思いを持っておりますので、それは一つ、今回基本計画で議論する上でもポイントになるのではないかという認識をしております。

次が水産の大学校の、資料に載っていましたが、水産大学校を出て就業される方がというところで母数の数字というお話がありました。大体平均すると、母数になるのが200人くらいということでございます。一番直近、これで言うと令和2年ですと185人というような中で、今この資料で掲げているような漁業関係の就業の状態になっているということでございます。

続きまして、技能実習でいらっしゃった方が帰国された後を追っているのかというお話がありました。これに関しましては、水産でという形での追い方、データというものはないので、技能実習全体で見たときに、技能実習機構という全体を見ている機構が、法律に基づいて置かれている組織がございます。その調査というか、それによりますと、漁業だけではなくて全体で見たときに、お戻りになられた後、実習と同じお仕事に就かれているという方は大体半分という状態になってございます。

続いて山本委員の方から、新規就業、数字を今回載せさせていただいております、

1,700から1,900という程度の就業数になっておりますけれども、もともとどれぐらいを想

定していたのかというか、狙っていたのかというお話だったと思いますが、我々としては毎年2,000人というものを目標というか、念頭に置きながら様々な施策ということを考えておりましたけれども、実際の実績は今申し上げたような、資料に掲げているような数字になっているということでございます。

後藤委員の方から、資料にもあります444万トンの意味はというお話がありました。これは水産政策改革をやる中で掲げてきた目標でございます。漁業の生産量が長期的に減少しているという、こういう課題に直面する中で、その要因は海洋環境の変化であるとか、周辺水域のいろいろな状態というのものもあるわけですが、ただ、より適切に資源管理を行ってれば減少を防止、緩和できた、そういう水産資源もあったんだらうと、そういう問題意識の中で、将来にわたって持続的な水産資源の利用を確保するにはどうするのか、そういうところを大きな問題意識を持ちながら水産政策に、改革に取り組み、改正漁業法をやったということを経過してきております。その中で、この新たな資源管理システム、TACを基本とした仕組みを行う上でロードマップというものを我々で作成し、決定、公表させていただいております。そのロードマップに従って一つ一つ、この資料の中にもありましたけれども、新たな資源管理を進めていくわけですが、その大きな政策的な数字の目標として、最終的に資源を回復しながら漁獲量を回復していくというところに意味があるわけなので、この新たな資源管理の推進によって、ではどこまで目指すのかという意味合いで、水産政策改革をやっていた2018年当時から、大体10年前程度の水準まで漁獲量を戻そうという、そこから出てきたのがこの目標値444万トンということになってございます。

次に、魚食の普及という話が石井委員からもありましたし、大瀬委員からもありました。魚食の普及というものが、というか、食育です。食育というものは取り上げないのかというお話でしたけれども、決してそのような思いがあるわけではございません。冒頭申し上げましたように、今後分野別に議論していく中で、消費拡大についてもこの企画部会の先生の皆さんにも御議論いただきたいと思いますが、その中には食育という視点も当然入ってくるというふうに思っています。

また、石井委員の方からは、何を国民の皆様にも水産という形で訴えていくのかというようなお話もありました。今回、5年に一度の水産基本計画の議論ということですので、内容は多岐にわたるところでございますけれども、この様々な分野を通じて今回の基本計画で一体何を訴えたいのか、柱になるような、そういうメッセージとなるようなポイントが

できる限り明確になるような内容にしていくことで国民の皆様、今後水産という世界が
どういう方向に持っていくのか。特に今回、基本計画ですから、国の政策の方向性という
意味合いはありますけれども、そういう意味合いでメッセージが国民の皆様に伝わりやす
いような計画になるように我々としても努めていきたいと思っています。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、資源管理部長をお願いします。

○資源管理部長 資源管理部長の藤田です。関係している部分がいっぱいありましたので、
手短かに申し上げたいと思います。

まず、結城委員からありました密漁のパンフレットにつきましては、評価を頂きまして
ありがとうございます。いろいろな意味で分かりやすく、関係者の方に意識をしていただ
かないといけませんので、その点についてはいろいろな方から意見を聞いて、我々の方も
工夫をしていきたいと思っております。

山本委員からありました資源管理の情報の義務化ですが、これは漁業法に基づいて許可、
あるいは漁業権者の方にはしっかりデータを提出していただくということを義務化いたし
ました。

それで、当然ICTとかを活用して情報を集めることをしておりますけれども、一部は
当然個人情報に当たるものもありますが、有効に活用して水産業の活性化につなげられる
部分は活用していきたいという視点は持ちながら、その作業をさせていただいているとい
うことでございます。

若狭委員からありました遠洋漁業の話、コロナの影響につきましては業界ごとに自分の
ところがという話に恐らくなるので、遠洋漁業だけというふうに私の方から申し上げると
いうのはあまりふさわしくないかなと思いますけれども、既に昨年度の予算におきまして、
遠洋漁業におきましては特別な緩和対策といいますか、人の対策を取らせていただきまし
た。今後もそういったものを見定めながら対応していくことになるのだろうと思ってお
ります。

高橋委員からありましたトン数制限の緩和につきましては、評価を頂きましてありが
とうございます。漁業法の精神に則りまして、しっかり資源管理と漁業調整を図りながらト
ン数制限の緩和についても進めていって、佐々木委員からありましたように、そういった
ものがしっかり後継者、あるいは乗組員の確保につながるよう努力をしたいと思ってお

ります。

取締船の話につきましては、この前もちょっとどこかで申し上げましたけれども、現在、日韓・日中の協定に基づき、農林水産大臣の許可を得て操業する水域での操業が韓国船と中国船、途絶えておりますので、そういった意味で臨検とかが少ないという状況になっております。これにつきましても、しっかり今後、状況に応じまして成果が上がるようにしたいと思っておりますし、お金とか相当掛けて取締船を建造したり、人の確保をしておりますので、そういったものが対外的に評価されるように努力をしたいと思っております。

あと外国人の受入れに関しまして、特に近海かつお・まぐろ漁業についてお話がありました。かなり技能実習、あるいは特定技能につきましては、全日海さんには協議会組織でいろいろ適正に円滑に運用するために御努力を頂いております。御協力を頂いておりますことに、まず感謝を申し上げます。引き続きいろいろな問題につきまして、その協議会組織を活用し、適正化に向けて努力をいたしたいと思っております。しっかり日本の漁業の在り方というものを検討しながら、日本人乗組員のことも考えていきたいと思っております。

野田委員からありました、外国から日本水域に来て操業する船のオブザーバーの乗船につきましては、これは実は数は少ないんですけれども、ロシア漁船についてはオブザーバーを乗せた実績がございます。ちょっと昨年度はコロナの影響もありまして乗せられませんでしたけれども、今後はおっしゃるように日本周辺水域の資源のしっかりした管理という意味で、オブザーバーをどういう形でしっかり配置していくか、どの程度まで業務をしていただくかというのは課題になってくると思っております。

あと大臣許可の船舶につきましてはほとんど、いわゆるVessel Monitoring Systemというのがもう載っておりますけれども、実際に操業中にどんなことをしているのか、あるいは獲られたものをカメラで分析して漁獲管理につなげるかというのは、今まさしくそういう技術開発の途上にあるということだと認識をしております。

あと佐々木委員からありました外国漁船の交渉スタンス。これは多分認識は一致するところがございますので、我々の方もしっかり日本の漁業、あるいは漁業者のためになるような形で交渉するというので考えておりますので、そういったことはある意味言わずもがなという形で資料を作っているかもしれませんが、御指摘を踏まえた形になるように、今後、水産基本計画の見直しに当たっては考慮していきたいと思っております。

あと菅原委員がおっしゃいました密漁における表現ぶりといいますか、これは誤解があるといけないので、それは事務局として検討を進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山下部会長 増殖推進部長お願いします。

○増殖推進部長 増殖推進部長の黒萩です。私の部に関係ある部分、幾つかございましたので、コメントをさせていただきます。

I C Tの活用を様々な場面でやればという話が何人かの委員の方々からございました。実はこの水産基本計画だけではなくて、ほかにもいろいろなロードマップ的なものが議論されて公表されております。その一つにスマート水産業の展開に向けたロードマップというのがあるのも公表されているわけでございます。

スマート水産業につきましてはスマート農業とはちょっと異なりまして、農業の場合は田んぼ、畑はそこにあって、植えれば生えてくるわけなんですけれども、漁業の場合は、田んぼ、畑に作物が映えてるかどうかははっきりしなわけございまして、そういったものも含めてスマート水産業を推進していくということです。一つには資源評価の高度化、これに対してI C T等様々なものを活用していくということ、もう一つはこれは農業並びなんですけれども、漁業、養殖業の生産性の向上にスマート技術を活用していくということです。

それから、あと先ほど山本委員の方からもございました流通・消費。こういったところについても水産バリューチェーンの生産性向上という観点でスマート水産業を活用していくということでございます。

こういう様々な情報をデータ連携基盤にしまして、それをいろいろな方々が活用していくというのがスマート水産業の展開方向でございます。ホームページ等にこういったロードマップや分野ごとの社会実装プログラムを載せてあります。先ほど各委員から発言のありましたアイデアを含めて、今回の水産基本計画の中で発展的に記載していくということが重要なのではないかと思います。

それからもう一つ、養殖業に関しては、養殖業成長産業化総合戦略というものがあります。この中には、先ほどの後藤委員の方からございました輸出に向けて養殖物を生産向上は沿岸漁場環境のキャパというのを考えているのかということの御指摘がございました。こういったことについての考え方も養殖業の総合戦略の中に示しております。それから昨今の技術開発によりまして沖合を新たな技術である浮沈式生簀で養殖漁場として使っていく技術も開発されておまして、そういったものも併せて生産増大を図っていくというような考え方でございます。

それからカーボンニュートラルの関係につきましては、これもまた別途、最近公表された「みどりの食料システム戦略」というものがございます。食料・農林水産業の生産性向上と持続的生産をカーボンニュートラルも含めて技術開発でやっていくということでございまして、水産につきましてもそういった観点で漁船の水素電化でございましてとか、養殖業における魚粉代替飼料の開発でございましてとか、生餌から配合飼料、それも魚粉の含有量が少ない配合飼料への転換であるとか、天然のモジャコ等を使うわけではなくて、人工種苗を開発して活用するとか、そういったものを進めていくというようなことが盛り込んでありまして、こういったものと水産基本計画との整合を図りながら検討していくことが重要になるかと思っておりますので、御理解をお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

○漁港漁場整備部長 漁港漁場整備部長の山本です。

先ほど高橋委員の方から漁港に関してコメントがありました。一つは大型化、岸壁、これは進めていきたいと思っております。

それからもう一つ、釣り堀利用がありますよという御指摘ですけれども、これは実際には漁港の施設を利用して正式に釣りをを行うということを許可している漁港があります。これは全国でも既に29漁港ありますので、手続を踏んでいただいてこのようなことも、できるということを御了知いただきたい。

また、漁港の有効活用という観点からは、100を超える漁港において、こういう希望もあるというような状況でございまして。

一方、東日本大震災の漁港整備について御指摘だったと思いますが、実際には将来の漁業情勢を見据えて、規模を縮小して整備した漁港もあります。一方、現在水揚げ量が震災前の7割程度ということで、以前に比べて十分使われていないように見える事例もあるのかもしれない。

一方、御指摘のような事例については、適切でないような場合にはしっかり指導していきたいと思っておりますので、後日で結構ですので、具体的にどういう港で問題があったかというのは御示唆いただければ非常に助かります。よろしくをお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

事務局からはこれでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、予定時間を少し過ぎてしまいましたけれども、最後に何か事務局から連絡事項があればお願いします。

深川委員はもうよいということですね。取り下げられました。深川委員は発言したいとおっしゃってはいたんですが、チャットで「取り下げる」というふうにもおっしゃっているんですが、どうでしょうか。よろしいですか。

○深川特別委員 すみません、ありがとうございます。

先ほどそちらの水産庁の方からの意見が出ておりましたので、と思いました。では、すみません、せっかく頂きましたので、1点だけ。

養殖業に関する様々な問題点とか、また今後の課題の中で加工・流通・消費、それから輸出に関して、輸出、多様なエコラベルの普及などに分類されて大きく出ております。ただ、現在地方で一番問題になっているのが、そういうものも全てそうなんです、プラスで物流の問題がかなり大きく来ております。特に小規模の加工場等は地方に位置する関係上、どうしてもトラック輸送等に頼らざるを得ないのですが、例えば空輸であれば空輸の、飛行機の小型化による荷物の制限等が大きく問題化されたり、あとトラック辺りも、要は労働環境の改善とか、労基関係でもって様々なコストアップ等が大きく叫ばれていく中で、独占企業化している部分もあります。地方であるための漁協であったり、中小規模の加工場、そして養殖業者、この辺が消費地である地域に対する物流というものも大きく問題になっているものですから、この辺も物流という観点で1点入れていただければというふうにならなかつた感じのものですから、御発言させていただきます。よろしくお祈りします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からは何かありますか。特にありませんか。

○企画課長 事務局の企画課長です。

まずは、会の冒頭からしばらくの間、音声がうまく、皆様との間でコミュニケーションを取ることができず、本当に大変申し訳ありませんでした。また企画部会も続きますし、コロナの状況というのがいつどうなるかというのが分からない状況ですので、次回もこういうウェブ方式を恐らく使う可能性が高いかなと思っておりますので、我々としても環境が整うように努めていきたいと思っています。

また、個別の連絡事項としては、次回の企画部会の日程ということになるんですけれども、これについてはまた改めて事務局の方から委員の皆様にお知らせをしたいというふうに思います。

本日はどうもありがとうございました。

事務局からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、予定時間を15分過ぎてしまって申し訳ございませんでしたが、これを持ちまして本日の90回企画部会を終わらせていただきます。退室してください。どうもありがとうございました。